

枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症の 感染判明時の対応について

令和4年1月31日
枚方市教育委員会

(令和4年2月2日一部修正)

枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症の感染判明時の対応について、大阪府がまん延防止等重点措置の適用を受けたことに伴い、以下のとおり改正するものです。

1. 濃厚接触者の候補者の特定について

枚方市立小中学校において、感染者が発症日又は検査日(発症していない場合)から2日前までに登校又は勤務している場合は、保健所が示す濃厚接触者の定義に従い、学校において濃厚接触者の候補者特定のための調査を行います。

学校における調査をもとに、保健所と調査結果を共有して濃厚接触者を特定します。濃厚接触者が確認された場合、濃厚接触者は7日間の自宅待機(出席停止)とします。なお、濃厚接触者が確認されなかった場合は、速やかに消毒を行い、通常通り運営いたします。

2. 臨時休業等の取扱いについて

直近3日間で感染者、学校で特定した濃厚接触者等が学級において、複数(15%以上)確認された場合は、原則3日間の学級閉鎖を行います。ただし、感染拡大の状況により、閉鎖期間を延長する場合があります。

また、複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は原則3日間の学年閉鎖を行います。複数の学年の閉鎖することに加えて、閉鎖していない学年に感染者が存在するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則3日間の学校全体の臨時休業を行います。

学年閉鎖については、それ以前の学級閉鎖に加えて行う場合があります。学校全体の臨時休業についても同様とします。

3. その他

(1) 教職員に感染者が確認された場合、全教職員に抗原検査を実施します。

(2) 留守家庭児童会室の運営について

留守家庭児童会室の対応については、「学級閉鎖」の対応に準じます。

※臨時休業とした場合も、保護者にやむを得ないと判断できる特段の事情がある場合は、個別に対応します(「感染者、濃厚接触者及び体調不良の児童は対象となりません」)。

<保護者へのお知らせ>

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、児童生徒の不安やストレスが高まることが懸念されます。学校においても子どもたちの心の変化について注視してまいりますが、ご家庭におかれましてもご配慮よろしく願いいたします。また、子どもたちにそのような兆候がみられた場合、学校や教育委員会までご相談ください。
- (2) 学習保障については、感染確認された当該児童・生徒の症状等も勘案しながら、オンライン授業を活用した「学びを止めない」ための取組を行います。また、学級閉鎖等(学級閉鎖、学年閉鎖及び臨時休業。以下同じ)で学校の休業が長期化した場合も、同様に行います。
- (3) 給食は、学級閉鎖等の再開に合わせて実施します。なお、給食費は、学校の休業日や出席停止の日数分について返還します。
- (4) 今後、無症状の児童生徒に対する安全安心 PCR 検査は実施いたしません。府内在住者で無症状の方は、コロナの検査を無料で受けられますので、ご利用ください。詳しくは、枚方市のホームページをご覧ください。
<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000037491.html>

<保護者へのお願い>

- (1) 児童・生徒がPCR検査を受診する場合
受診した児童・生徒本人は、検査結果が判明するまで自宅待機をお願いします。また、本人及び兄弟姉妹が通う学校園、保育所等へその旨を連絡してください。
- (2) 児童・生徒本人に感染が確認された場合の連絡について
児童・生徒本人に感染が確認された場合、本人及び兄弟姉妹が通う学校園、保育所等連絡していただき、保健所の指示に従って療養してください。(児童・生徒は、基本「自宅療養」となり、保健所からの連絡は解除も含めて入りません。なお、無症状の場合は検体採取日から無症状のまま7日間経過した場合、8日目に解除となります。詳細は、枚方市のホームページ「新型コロナウイルス関連情報」をご覧ください。)
- (3) 児童・生徒本人が「濃厚接触者」とされた場合
感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して7日間を、健康観察期間として自宅待機とします。
感染者が児童・生徒の同居のご家族で自宅療養されている場合、家庭内分離・自宅での感染対策を実施し始めた日から7日間が自宅待機期間となります。ただし、児童・生徒の自宅待機期間が終了していても、自宅療養中の方(感染者ご本人)が療養解除されていない場合は、療養期間中、児童・生徒の自宅待機のご協力をお願いします。
- (4) 学級閉鎖等を行っている期間
児童・生徒については、不要不急の外出を控えるようお願いします。
また、児童・生徒のご家族の方については、学級閉鎖等を行っている期間中は、厚生労働省が発表している「新しい生活様式」の実践例(3密の回避、手洗い・手指消毒、テレワークや時差出勤など)に沿った行動をお願いします。

児童・生徒本人が感染者となった場合や濃厚接触者等とされた場合は、同居者の行動自粛の有無を含めて保健所や医療機関の指導に従ってください。なお、詳細については、本市ホームページ(「新型コロナウイルス関連情報」)をご覧ください。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000029172.html>